

**未承認国に対する損害賠償請求事件の国際裁判管轄**

【文献種別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和5年10月30日

【事件番号】 令和4年（ネ）第1972号

【事件名】 北朝鮮帰国事業損害賠償請求控訴事件

【裁判結果】 原判決取消し・差戻し

【参照法令】 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律2条・4条、民事訴訟法3条の3第8号

【掲載誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25596229

早稲田大学准教授 中本香織

**事実の概要**

本件は、昭和35年～昭和47年に在日朝鮮人及びその配偶者等を対象とする北朝鮮への集団帰還事業に参加して日本から北朝鮮へ渡航し、北朝鮮で生活した後、平成13年～平成15年に北朝鮮から脱出し日本に戻ったX<sub>1</sub>～X<sub>4</sub>（以下、「Xら」という。）が、未承認国であるY（北朝鮮）に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

Xらが主張するYの不法行為は、Yが虚偽の宣伝をして北朝鮮への帰還を勧誘し（勧誘行為）、Xらを北朝鮮へ渡航させ、渡航後は出国を許さず人権抑圧状況に留め置いたこと（留置行為）が、Xらの自己決定権及び移動の自由を侵害したものであること（不法行為1）、及び、Yが、現在も北朝鮮に居住するX<sub>1</sub>の子や孫の出国を妨害していることが、X<sub>1</sub>の面会交流権を侵害するものであること（不法行為2。以下、不法行為1と不法行為2を併せて「本件不法行為」という。）、である。

原審（東京地判令4・3・23LEX/DB25592517）は、不法行為1のうち勧誘行為に係る損害賠償請求については我が国の裁判所の管轄権を認めたが、当該損害賠償請求権は除斥期間により消滅したとして請求を棄却した。また、不法行為1のうち留置行為に係る損害賠償請求、及び、不法行為2に基づくX<sub>1</sub>の損害賠償請求については、我が国の裁判所は管轄権を有しないとして訴えを却下した。これに対し、Xらが控訴。

**判決の要旨**

原判決取消し、差戻し。

「民訴法3条の3第8号……にいう『不法行為があった地』には、加害行為が行われた地と、加害行為による法益侵害の結果が発生した地の双方が含まれると解される。そうすると、日本に住所等を有しないYに対して提起された不法行為に基づく損害賠償請求の訴えについて、同号の規定に依拠して日本の裁判所の管轄権が肯定されるには、原則として、Yが日本国内でした行為によりXらの法益が侵害されるという結果が生じたか、又は、Yがした行為により日本国内でXらの法益が侵害されるという結果が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である」。

「YがXらに対し、北朝鮮での生活条件等につき事実と異なる情報を流布して北朝鮮への帰還（移住）を呼びかけて、日本から北朝鮮へ渡航させ、渡航後は出国を許さずに在留させることにより、居住地選択の自由を侵害し、事前の情報と異なる苛酷な状況下で長期間生活することを余儀なくさせたという継続的不法行為の客観的事実関係の証明があるといえる。なお、Xらは、本件不法行為をXらの北朝鮮脱出の前後で不法行為1と不法行為2に分けて主張するが、Xらの主張する不法行為1は、Xらが居住地選択の自由を侵害された結果として、北朝鮮で苛酷な人生を送ることになり、いわば人生を奪われるという損害が生じたことを包括的に賠償請求の対象とするものであるから、X<sub>1</sub>が一人で北朝鮮から脱出して日本に戻ることに、北朝鮮に残る家族と分断されて子や孫と会えずにいるという損害も、加害行

為が止んだ後に残存する損害として上記の包括的損害に含まれるというべきであって、本件不法行為は全体として1つの不法行為にとらえるのが相当である。本件不法行為による損害のうちには、それを生じさせた個々の加害行為につき独立に不法行為の成立要件を満たすものもあり得るが、そのことはそれらの損害を包摂する1つの継続的不法行為の成立を肯定する妨げとなるものではない。

上記のとおり継続的不法行為は、Yが北朝鮮において行った加害行為により、Xらの法益が侵害されるという結果が当初は日本国内において発生し、Xらが北朝鮮に到着してから北朝鮮を脱出するまでの間は北朝鮮において発生を続けたものであるが、北朝鮮において行われた事実と異なる情報の流布によって、日本国内においてXらを含む在日朝鮮人及びその家族の居住地選択の自由の侵害という結果が発生することは通常予見することが可能であったといえる。したがって、この不法行為に関する訴えについては、民訴法3条の3第8号に基づき、日本の裁判所に管轄権があるといえる。」

## 判例の解説

### 一 はじめに

本件では、Xらの主張する不法行為に基づく損害賠償請求につき、民訴法3条の3第8号により我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められるか否かが問題となった。本判決は不法行為1と2を区別した原判決と異なり、本件不法行為全体を「1つの継続的不法行為」と捉え、結果発生地の一部が日本に存在することを理由に我が国の裁判所の管轄権を肯定した。しかし、本判決が本件不法行為を全体として1つの継続的不法行為と評価した上で、国際裁判管轄の有無を判断した点には疑問がある。

なお、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律4条及び2条1号により、外国国家は我が国の民事裁判権を免除されるところ、本判決と原判決は、同法2条1号の「国」に未承認国は含まれない<sup>1)</sup>と判示しYの主権免除を否定した。議論のある問題ではあるが<sup>2)</sup>、紙幅の関係上本稿ではこの問題には立ち入らず、国際裁判管轄の有無を中心に検討する。

### 二 管轄原因事実と請求原因事実の符合

不法行為に関する訴えの国際裁判管轄は、「不法行為があった地」が日本国内にある場合、我が国の裁判所に認められるのが原則である(民訴法3条の3第8号)ところ、同号の「不法行為があった地」には、加害行為地と結果発生地の双方が含まれ、いずれかが日本国内にあれば我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められる<sup>3)</sup>。

不法行為があったか否かは本案の請求原因事実でもあるため、管轄原因事実と請求原因事実とが符合する。そこで、裁判所は不法行為地管轄の有無をどのように判断すれば良いかが問題となるところ、本判決は最判平13・6・8民集55巻4号727頁(以下、「平成13年最判」という。)を引用し、客観的事実関係証明説<sup>4)</sup>の判断枠組みに拠ることを明らかにした。国際裁判管轄の規定が新設された平成23年民訴法改正後の現行法下でも、最高裁は平成13年最判の立場を維持することを明確に示し<sup>5)</sup>、下級審も平成13年最判に従って客観的事実関係の証明の有無により不法行為地管轄の存否を判断していることから<sup>6)</sup>、平成13年最判の判断基準は確立したものと見えるであろう。

### 三 本判決の検討

#### 1 本判決の理解

本判決は、不法行為地管轄の有無を検討するにあたり、不法行為1による損害賠償の対象が「いわば人生を奪われる損害」であり、この包括的損害の中に、X<sub>1</sub>が子らと面会できないという損害を含めることによって、(不法行為1及び2から成る)本件不法行為の一体性を肯定した点に特徴がある。また、本判決は、本件不法行為の加害行為地及び結果発生地のごく一部が日本に存在することをもって、我が国の裁判所に国際裁判管轄を肯定しており、これにより、Xら帰国事業対象者の救済を図る手段を広く確保しようとする姿勢が窺える。

なお、本判決は、本件不法行為全体が「1つの継続的不法行為」であることを認めるものの、本件不法行為は「継続的」不法行為には当たらないように思われる。継続的不法行為の類型は、消滅時効の起算点をどの時点と解するかという問題との関係で、①一回的な不法行為に基づき損害が継続的又は間歇的に発生する場合と、②不法行為そのものが継続的に行われ、損害も継続的に発生す

る場合とに区別されている<sup>7)</sup>。留置行為及び不法行為2は、それぞれ上記②の類型に該当すると思われるが、本件不法行為全体は、従来議論されてきた「継続的」不法行為の上記類型に当てはまるものではない。にもかかわらず、本判決が本件不法行為全体を1つの「継続的」不法行為と評価した意図は、本件不法行為全体がX<sub>1</sub>の人生が奪われるという(1つの)損害を生じさせる一体的な不法行為であることを示すことにある。

## 2 不法行為1と2の「一体性」

不法行為1と2を一体的不法行為と捉えることができれば、その加害行為地又は結果発生地の少なくとも一部が我が国に存在する限り、我が国の裁判所に管轄が認められるように思われるところ、本判決はまさにこのような理解を示したものである。しかし、本判決が不法行為地管轄の有無を判断するにあたり、不法行為1と2を「全体として1つの不法行為ととらえるのが相当」とした点には賛成できない。

国際裁判管轄であれ国内管轄であれ、受訴裁判所に当該事件の管轄が認められるか否かは請求ごとに判断されるものであり、併合管轄(民法3条の6、7条)もこれを前提とするものである。本判決は、子らとの面会交流ができないという損害は不法行為1の加害行為が止んだあとに「残存する損害」であるとして、原告が主張する損害の全てを包括的に捉えることで、本件不法行為全体を1つの不法行為と捉えて国際裁判管轄の有無を判断している。この判示部分からすると、本判決は、(原告X<sub>1</sub>)の請求ないし訴訟物を、本件不法行為に基づく損害賠償請求権1個と捉えているように見える。しかし、不法行為に基づく損害賠償請求権は、少なくとも被侵害利益が別物であれば別個の請求権ないし訴訟物を構成するものと解されているところ<sup>8)</sup>、不法行為1によって侵害されたX<sub>1</sub>の権利利益は居住地選択の自由、不法行為2によって侵害されたX<sub>1</sub>の権利利益は子らとの面会交流権であって、被侵害利益は(さらに、原因事実も)異なるものである。そのため、不法行為1に基づく損害賠償請求権と不法行為2に基づく損害賠償請求権とを、同一の損害賠償請求権ひいては同一の訴訟物と解することはできない。本件は訴訟物を異にする2個の請求が併合提起されているものであり、それぞれの請求につき国際裁

判管轄が認められるかを検討する必要があるにもかかわらず、不法行為1と2を区別することなく不法行為地管轄を判断した本判決には問題があるように思われる。

## 3 不法行為1に基づく損害賠償請求の国際裁判管轄

不法行為1に基づく損害賠償請求については、勧誘行為と留置行為とを区別して国際裁判管轄の有無を判断すべきか否かについて、原判決と本判決は異なる理解を示した。

不法行為の一体性を肯定する裁判例<sup>9)</sup>では、いかなる場合に一体的不法行為と解するか明確な基準は示されていないものの、同一の損害を発生させた一連の複数の行為を一体的不法行為と捉えており、別種の損害を生じさせた別個の行為を1つの不法行為と解する手法は採られていない。不法行為1は、勧誘行為と留置行為という別個の行為から構成されるが、いずれもX<sub>1</sub>らの居住地選択の自由の侵害という結果に向けられた一連の行為である(勧誘行為は留置行為の前提を成す関係にある。)。この点で、不法行為1は上記裁判例において一体性が肯定された不法行為と類似しており、少なくとも不法行為1については、一体的不法行為と評価することができると考えられる。

そして、本件では、勧誘行為により原告らを北朝鮮に渡航させ、渡航後は出国を許さず留置するという一連の行為によって、原告らの居住地選択の自由を侵害したことの客観的事実関係の証明がなされており、勧誘行為は朝鮮総連等を通じて日本国内で行われたことが本判決でも認定されている。したがって、加害行為地の一部が我が国に認められることから、本判決は我が国の裁判所に国際裁判管轄を肯定すべきであったといえよう<sup>10)</sup>。

## 4 不法行為2に基づく損害賠償請求の国際裁判管轄

不法行為2に基づく損害賠償請求については、加害行為地は北朝鮮に認められることが明らかである。結果発生地について、X<sub>1</sub>は、面会交流権の侵害はX<sub>1</sub>の現在の居住地である日本国内で発生している旨主張しているが、不法行為2により権利利益が直接侵害されている主体はX<sub>1</sub>の子らであるため、X<sub>1</sub>の面会交流権の侵害は(原判決が示したように)不法行為2から派生的に生じ

た損害と位置づけられる。

外国で行われた不法行為の結果、我が国で二次的・派生的な損害が生じた場合、結果発生地が日本であると認められるか否かについて、立法担当者は事案ごとに判断されるものと指摘するが<sup>11)</sup>、学説は平成23年民訴法改正前から否定的な見解が多数である<sup>12)</sup>。しかし、いかなる損害が二次的・派生的な損害にあたるかの判断が困難な場合もあり得るし<sup>13)</sup>、我が国で発生したとされる損害が二次的・派生的な損害にあたるか否かの判断と、我が国での結果発生に係る予見可能性（民訴法3条の3第8号括弧書）の判断は重なり得るものであることを考慮すると、この問題は、現行法では予見可能性の判断の中に包含させることで解決できるように思われる<sup>14)</sup>。客観的事実関係証明説では、相当因果関係ではなく事実因果関係の証明で足りると解されている<sup>15)</sup>ことをも併せて考えると、加害行為と損害との間の事実因果関係の証明がなされ、かつ、我が国で発生した損害が予見可能なものであったと認められれば、外国に所在する被告を我が国の裁判所で応訴させることを正当化できる程度の、事件と我が国との間の密接関連性<sup>16)</sup>を肯定できるといえよう。その上で、二次的・派生的損害についても被告に賠償義務が存するかどうかは、本案審理の中で、加害行為と当該損害との間に相当因果関係が認められるか否かの問題とすれば良いであろう。

本件では、(原判決を読む限り) Yにより X<sub>1</sub>の子らの出国が妨害され、これにより我が国に居住する X<sub>1</sub>は子らとの面会交流が妨げられているという客観的事実の証明はなされているようである。また、国の政策として自国民の出国を制限した場合、出国を制限される自国民とその親族等との面会が妨げられることについては通常予見できると考えられ<sup>17)</sup>、民訴法3条の3第8号括弧書の要件を充足すると認めて良いであろう。したがって、不法行為2に基づく請求についても我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められることになる。

●—注

- 1) 立法担当者と同様の立場である。飛澤知行『逐条解説対外国民事裁判権法——わが国の主権免除法制について』(商事法務、2009年)13頁。
- 2) 詳細は、水島朋則「判批」新・判例解説 Watch (法セ増刊) 31号(2022年)336頁以下参照。

- 3) 佐藤達文=小林康彦『一問一答 平成23年民事訴訟法等改正——国際裁判管轄法制の整備』(商事法務、2022年)69頁、秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法 I (第3版)』(日本評論社、2021年)125頁。
- 4) 学説及び議論の詳細は、高橋宏志「国際裁判管轄における原因符合」原井龍一郎古稀『改革期の民事手続法』(法律文化社、2000年)318頁以下、高部真規子「判解」最判解民事篇平成13年度(下)(2004年)487頁以下参照。
- 5) 間接管轄の有無が問題となったものであるが、最判平26・4・24民集68巻4号329頁参照。
- 6) 最近の裁判例として、東京地判令4・6・7LEX/DB25606206、東京地判令3・12・21LEX/DB25602506等。
- 7) 栗山忍「判解」最判解民事篇昭和42年度(1968年)325頁。
- 8) 最判昭48・4・5民集27巻3号419頁、最判昭61・5・30民集40巻4号725頁等を参照。
- 9) 商品先物取引により生じた損害賠償請求においては、投資勧誘から取引方法までの一連の行為が全体として違法性を有し不法行為を構成すると解した上で、取引の結果生じた損害の賠償を命じる裁判例が多数見られる。最判平7・7・4先物取引裁判例集18巻110頁、札幌地判昭55・3・28判時981号117頁、京都地判昭60・6・20判タ566号179頁等。
- 10) 嶋拓哉「判批」令和5年度重判解(2024年)282頁も参照。
- 11) 佐藤=小林・前掲注3)69頁。
- 12) 高橋宏志「国際裁判管轄—財産関係事件を中心にして—」澤木敬郎=青山善充編『国際民事訴訟法の理論』(有斐閣、1987年)63頁、兼子一原著/松浦馨ほか『条解民事訴訟法(第2版)』(弘文堂、2011年)57頁[新堂幸司=高橋宏志=高田裕成]等。
- 13) 嶋拓哉「判批」ジュリ1578号(2022年)152頁は、X<sub>1</sub>の面会交流権の侵害は、本件不法行為2による直接の結果であると評価する余地があったと指摘する。
- 14) 澤木敬郎=道垣内正人『国際私法入門(第9版)』(有斐閣、2024年)281頁、嶋・前掲注13)152頁。なお、高部・前掲注4)495頁も、二次的・派生的損害の発生地が日本である場合については、被告の予見可能性の有無により管轄の有無を判断することを示唆する。
- 15) 高部・前掲注4)494~495頁。
- 16) 民訴法3条の3以下の国際裁判管轄の根拠である。中西康「国際裁判管轄—財産事件」新堂幸司監『実務民事訴訟講座(第3期)第6巻』(日本評論社、2013年)315頁参照。
- 17) 民訴法3条の3第8号括弧書の判断は、加害行為者及び加害行為の性質・態様、被害発生状況等、当該不法行為に関する事情を総合して、客観的・典型的に判断される(佐藤=小林・前掲注3)71頁)。